

改正健康増進法の施行に伴う県関係施設における受動喫煙対策の状況

【敷地内全面禁煙の第一種施設】

令和8年5月31日現在

知事部局	公営企業管理局
男女共同参画センター 東京事務所 消費生活センター 原子力センター 防災航空事務所 福祉総合支援センター（中央児童相談所，心と体の健康センター，知的障害者更生相談所，身体障害者更生相談所，婦人相談所） 東予子ども・女性支援センター 南予子ども・女性支援センター 食肉衛生検査センター 動物愛護センター 衛生環境研究所 さつき寮 子ども療育センター えひめ学園 えひめこどもの城 母子生活支援センター 身体障がい者福祉センター 産業技術研究所 （企画管理部，技術開発部，食品産業技術センター，計量検定所） 窯業技術センター 大阪事務所 家畜病性鑑定所 愛南土木事務所	新居浜病院 今治病院 中央病院 南宇和病院 4 教育委員会 県立学校（分校等を含む。65施設） 65 警察本部 本部庁舎 第二庁舎 第三庁舎 運転免許センター 機動隊 警察学校 警察署（16力所） 22
22	合計 113 施設